⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　略］

⑾　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑿～⑿　略］

［２～５　略］

［第３～第７　略］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　同左］

⑾　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑿～⑿　同左］

［２～５　同左］

［第３～第７　同左］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］